

大浦警察署協議会第3回会議議事概要

日 時	令和元年7月31日（水） 16時00分から17時30分
場 所	大浦警察署3階講堂
出 席 者	<p>1 協議会 大戸会長 山田委員 東委員 齋藤委員 深堀委員 嶺委員</p> <p>2 警察署 式場署長 上野副署長 宮崎警務課長</p> <p>3 書記 警務係長</p>
会 議 の 状 況	<p>1 前回会議での協議会の意見に対する推進状況について署長から、前回協議会の提出意見に対する推進結果について、次のとおり説明があった。</p> <p>(1) 「災害対策上注意を要する箇所への諸対策の推進」について</p> <p>ア 関係機関との連携強化 長崎県及び長崎市主催の各防災会議に当署から警備課長等が参加し、関係機関との連携の強化を図った。</p> <p>イ 災害対策上注意を要する箇所への諸対策の推進</p> <p>(ア) 4月24日当署指定災害危険箇所の実地調査を行い、新たに ・松が枝町の「あびき」発生現場 ・香焼町所在のタクシー会社裏の「崖崩れ」現場 を当署の「災害危険箇所」に指定した。</p> <p>(イ) 5月24日に長崎市南総合事務所主催の「防災合同パトロール」に参加し、地域住民との情報共有と協力体制の確立を図った。</p> <p>(ウ) 今後は秋頃、松が枝町の「あびき」発生現場の住民を対象とした避難訓練を予定している。</p> <p>ウ 外国人技能実習生に対する広報啓発の推進 4月から6月までの間の3日間、ベトナム人技能実習生に対し、4言語（英語、中国語、韓国語、ベトナム語）に対応した防災資料を配布した。</p> <p>エ 外国人技能実習生管理者に対する広報啓発 外国人技能実習生受入先等の企業団体10社の管理者に対し、資料等を用いた指導を実施した。</p> <p>(2) 「南山手町所在ホテル前の交通規制及び取締りの要望など」について</p> <p>ア ANAホテル前の一方通行規制の理由等</p> <p>(ア) 規制の開始 同所は、交通の安全と円滑を目的として、昭和51年から、伊野タバコ店から長崎堂カステラまでの区間を午前7時から午後11時まで一方通行規制とした。</p> <p>(イ) 規制時間の変更 平成27年に夜間の交通量減少及び地域住民の利便性の確保のため、規制時間を午前7時から午後7時までに短縮した。</p> <p>イ 一方通行交通規制の交通取締りについて</p>

同所は、交通の安全と円滑の確保のために取締りが必要であり、ワイド型の進入禁止標識及び一方通行標識も設置され、視認性も確保されていることから、今後も交通指導取締りについては適正に実施していく。

ウ オランダ坂入り口交差点のカーブミラー設置要望

管理者である長崎市地域整備課担当者、自治会長及び住民の立会いで現場実査を実施したところ、

- ・ 点滅信号規制があることから、カーブミラーの設置により信号無視を誘発する可能性があること。
- ・ 交差道路は一方通行の規制があり、左方からの安全確認に重点をおくことでカーブミラーは必要ないこと。
- ・ 地元自治会長及び住民に意見を聴取したところ、住民からの設置要望はなかったこと。

から、市としても優先順位から考えても設置は難しいとの回答を得ている。

エ 今後の方針

今後は、警察の交通監視活動を継続し、車両及び歩行者への注意喚起を図って行く予定である。

会議の状況 2 平成31年4月から令和元年6月までの業務重点推進結果について署長から、次のとおり説明があった。

(1) 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進

- ア 情報発信・広報啓発活動の強化
- イ 子供・女性の安全確保のための対策の推進
- ウ 街頭活動及び検挙活動等の強化

(2) 交通事故防止対策の推進

- ア 交通事故の発生状況
- イ 交通指導取締り
- ウ 交通取締り要望への対応
- エ 二輪車の交通事故防止対策
- オ 高齢者の交通事故防止対策
- カ 交通安全教育及び交通安全広報・啓発活動の推進
- キ 交通規制関係要望に対する対応
- ク 運転免許証の自主返納状況（6月末）

(3) 事件検挙活動の推進及び暴力団対策の強化

- ア 事件検挙活動の推進
- イ 暴力団取締り及び情報収集活動の強化

(4) 行楽期における各種事故防止

- ア 雑踏事故防止
- イ 山岳遭難防止

(5) 国際観光船の入出港に伴う諸対策の推進

- ア 入出港時の警備諸対策の強化による不法事案の未然防止
- イ 入国管理局、税関、松が枝国際港関係者等と連携した合同訓練の実施
- ウ 国際テロ対策の強化

(6) 沿岸犯罪の未然防止対策の推進

- ア 沿岸パトロールの実施
- イ 各種イベントでの広報啓発活動

3 業務重点推進計画について署長から、次のとおり説明があった。

<p>会議の状況</p>	<p>(1) 市民生活の安全・安心を確保するための取組の推進 ア 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への的確な対応 イ 被害防止対策の推進</p> <p>(2) 交通事故防止対策の推進 ア 交通事故の抑止に向けた交通指導取締りの推進 イ 交通安全教育の実施</p> <p>(3) 事件検挙活動の推進及び暴力団対策の強化 ア 事件検挙活動の推進 イ 暴力団取締り及び情報収集活動の強化 ウ 侵入窃盗事件の捜査強化 エ 性犯罪の警戒強化</p> <p>(4) 夏期における各種事故防止 ア 水難事故等の防止 イ 雑踏事故の防止</p> <p>(5) 国際観光船の入出港に伴う諸対策の推進</p> <p>(6) 沿岸犯罪の未然防止対策の推進</p> <p>(7) 災害警備諸対策の推進 ア 関係機関との連携強化 イ 災害対策上注意を要する箇所への諸対策の推進 ウ 外国人技能実習生等に対する広報啓発の推進</p>
<p>提出意見</p>	<p>1 児童虐待への的確な対応と関係機関及び地域との協力関係の構築 全国的に痛ましい児童虐待事案が発生していることから、児童虐待事案を認知した場合は、現在対応中の事案も含め、関係機関や地域との連携を図り、児童の安全確保や今後の発生の予防などの的確な対応に努めていただきたい。</p> <p>2 二輪車を中心とした「交通指導取締り」及び「交通マナー向上啓発活動」の継続的な実施 長崎市内の交通マナー、特に二輪車のマナー違反が目立つ。二輪車のマナーを向上させることで、全体的な交通マナーの向上につながることから、引き続き二輪車を中心とした「交通指導取締り」及び「交通マナー向上啓発活動」を推進していただきたい。</p>